

世田谷区豪雨対策行動計画（改定）（素案）の概要

はじめに

区では、近年頻発している局所的な集中豪雨から区民の生命と財産を守り、「水害に強い安全・安心のまち世田谷」を目指して、平成21年に「世田谷区豪雨対策基本方針」、同22年に「世田谷区豪雨対策行動計画」を策定し、2回の行動計画の改定を経て豪雨対策に取り組んできました。

この間、国では令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で激甚化、頻発化する豪雨による水災害の増加に対応するために、「多摩川水系流域治水プロジェクト」を立ち上げるとともに、流域治水対策として特定都市河川浸水被害対策法、河川法、下水道法、都市計画法、建築基準法等の一部を改正する法律を公布しています。また、東京都では、平成19年に策定し、同26年に改定した「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、河川流域ごとの特性に応じた豪雨対策計画を策定し、河川・下水道の整備を進めています。

こうした中、「世田谷区豪雨対策行動計画（改定）」では、流域対策推進地区を追加し、また、グリーンインフラの視点を引き続き取り入れながら、「流域対策」を強化するなど豪雨対策を推進します。

1 世田谷区の豪雨対策の取組み

(1) 豪雨対策の進捗状況

区では、「世田谷区豪雨対策基本方針」、「世田谷区豪雨対策行動計画」に基づき、以下の対策を進めてきました。

「河川・下水道整備」の推進

東京都により、以下の河川・下水道整備事業が進められています。

(河川整備)

- ・時間50ミリ対応：野川 令和2年度事業完了（仙川合流部を除く）
- ・時間50ミリ対応：仙川 事業中（完了時期未定）
- ・時間75ミリ対応：谷沢川 事業中（谷沢川分水路 令和6年度完了予定）

(下水道整備)

- ・時間50ミリ対応：谷川雨水幹線 令和3年度事業完了
- ・時間50ミリ対応：上沼部雨水幹線 事業中 令和4年度完了予定
- ・時間75ミリ対応：蛇崩川増強幹線 事業中 令和8年度完了予定
- ・時間75ミリ対応：呑川増強幹線 事業中 令和5年度完了予定

区での取組み

「流域対策」の強化

・時間10ミリ対応：雨水流出抑制施設整備の実績 < 令和2年度末まで >

流域対策量総計	時間7.9ミリ分	55.8万m ³	(50.5万m ³)
内訳	区管理施設	14.3万m ³	(12.7万m ³)
	国・都・公共公益機関管理施設	12.0万m ³	(10.8万m ³)
	民間施設	29.5万m ³	(27.0万m ³)

() は平成29年度末までの実績。

・グリーンインフラの推進・促進

「家づくり・まちづくり対策」の促進

- ・自助の取組みの1つとして、公共施設等に土のうステーションを配備
- ・地区街づくり計画（新規地区）に浸水対策の項目記載
- ・「世田谷区建築物浸水予防対策要綱」を改正し、「建築物の浸水予防対策検討結果」の届出の対象を世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップにおいて浸水の予想される区域内の建築物に拡充

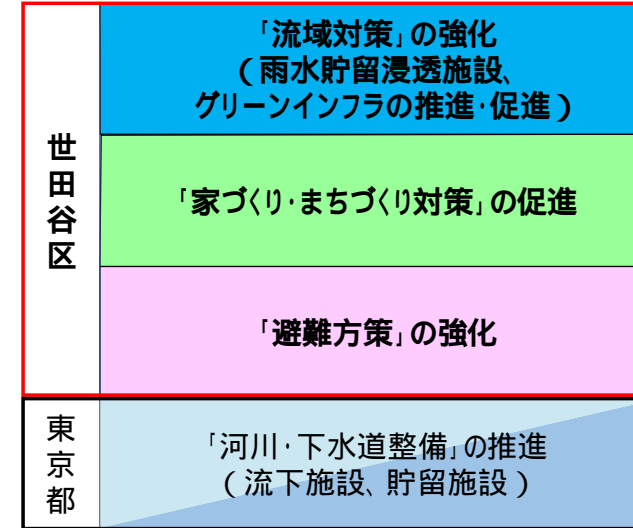
「避難方策」の強化

- ・世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップを改定
- ・広報等で風水害時の情報入手方法を周知

(2) 豪雨対策の「4つの柱」

区の豪雨対策は、以下の体系で取り組んでいます。

区の豪雨対策のイメージ図
< 区と東京都の役割分担 >



(3) 計画期間

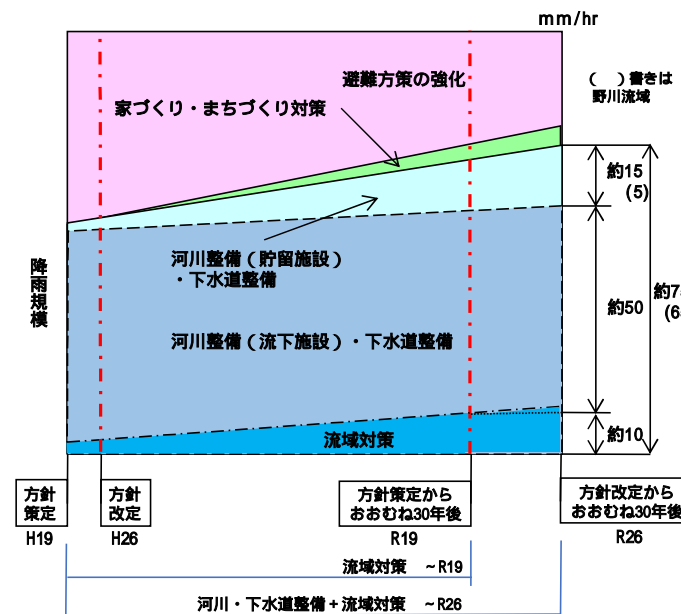
計画期間は、令和4年度から同19年度（世田谷区豪雨対策基本方針で定めた目標年度）までです。概ね5年に一度、豪雨対策の進捗状況等を鑑み、本行動計画を検証し、必要に応じた見直しを行います。

(4) 豪雨対策の将来目標

時間75ミリ（野川流域は時間65ミリ）の降雨に対しては、「河川・下水道整備」の推進、「流域対策」の強化により、床上浸水を防止します。世田谷区が担う「流域対策」では、令和19年度までに各流域において、時間10ミリ以上の雨水流出抑制を目指します。

時間75ミリ（野川流域は時間65ミリ）を超える降雨に対しては、土のうステーションを活用するなど、「家づくり・まちづくり対策」の促進および「避難方策」の強化により、「水害に強い安全・安心のまち世田谷」を目指し、減災対策に取り組んでいきます。

豪雨対策の将来目標のイメージ図
(東京都豪雨対策基本方針(改定)の記載を一部修正)



「河川・下水道整備」+「流域対策」による豪雨対策の内訳

	河川・下水道整備 + 流域対策	河川・下水道整備	流域対策
平成19年度	時間約55ミリ	時間約50ミリ	時間約5ミリ
平成26年度			
令和19年度	↓	↓	時間10ミリ以上
令和26年度 ^{※1}	時間約75ミリ(65) ^{※2}	時間約65ミリ(55) ^{※2}	

※1 平成26年度からおおむね30年後 ※2 () 書きは野川流域

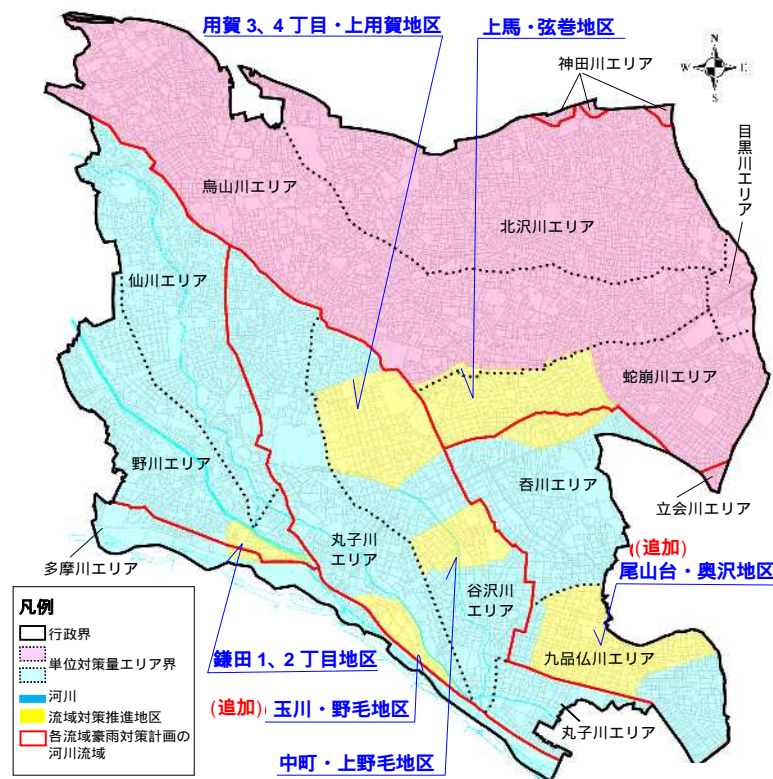
2 世田谷区豪雨対策行動計画（改定）における流域対策の取組み

(1) 流域対策推進地区の追加

「本行動計画」では、流域対策の取組みを強化する必要がある地区の名称を、これまでの「モデル地区」から「流域対策推進地区」に変更し、「用賀3、4丁目・上用賀地区」、「鎌田1、2丁目地区」、「上馬・弦巻地区」、「中町・上野毛地区」の対策を引き続き推進・促進します。

さらに、浸水被害の状況や東京都による河川・下水道整備、流域対策の進捗等に対応するために、「尾山台・奥沢地区」、「玉川・野毛地区」の2地区を新たに追加します。

流域対策推進地区の位置図



(2) 流域対策の単位対策量の設定

これまでの流域対策の進捗状況に応じ、「本行動計画」では区内エリアごとに、東京都が示す値以上の「区の単位対策量」を設定します。

対象施設の建替や改修計画に応じ、積極的にグリーンインフラの視点を取り入れるなど、雨水貯留・浸透施設整備の推進・促進を図ります。

みどりやみずなどの自然（グリーン）の持つさまざまな機能を積極的かつ有効に活用することで、雨水の貯留・浸透、流出抑制、水質浄化、利活用、地下水涵養を行う都市基盤（インフラ）や考え方です。

単位対策量一覧表

対象施設	単位対策量 (m ³ /ha)			(参考) 区内5河川各流域豪雨対策計画(東京都総合治水対策協議会)
	目黒川エリア 北沢川エリア 烏山川エリア 蛇崩川エリア 神田川エリア 立会川エリア	谷沢川エリア 丸子川エリア 仙川エリア 呑川エリア 九品仏川エリア 多摩川エリア	【流域対策推進地区】 用賀3、4丁目・上用賀地区 鎌田1、2丁目地区 上馬・弦巻地区 中町・野毛地区 (追加)尾山台・奥沢地区 (追加)玉川・野毛地区	
公共施設（以下の施設を除く）	600			600
教育施設	600		1,000	600
公園	敷地面積3,000m ² 以上	600	1,000	600
	敷地面積1,000m ² 以上 3,000m ² 未満	600	700	1,000
	敷地面積1,000m ² 未満		600	600
道路	300	500	600	車道 290/歩道 200
鉄道又は高速道路施設	300			
大規模民間施設（敷地面積500m ² 以上）	600			600
小規模民間施設（敷地面積500m ² 未満）	300			300
私道	300			

目黒川流域（目黒川エリア、北沢川エリア、烏山川エリア、蛇崩川エリア）および野川流域（野川エリア、仙川エリア）は500

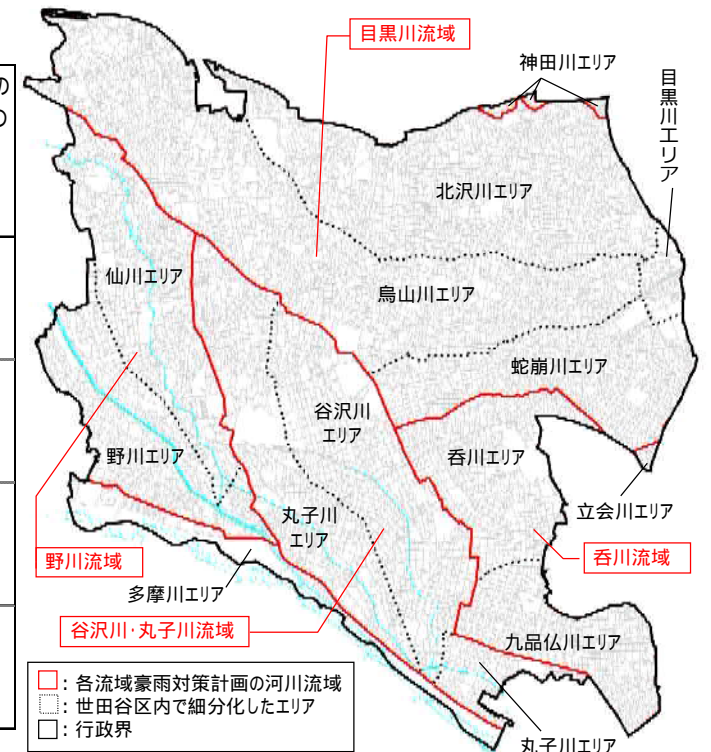
(3) 流域対策の目標対策量と進捗管理

「前行動計画」までは、世田谷区全域を対象とした流域対策の目標対策量を設定していましたが、「各流域豪雨対策計画（東京都総合治水対策協議会）」において、対象流域ごとかつ、同一流域内の区市ごとの令和19年度の目標対策量（時間10ミリ対応）が明確化されました。これを踏まえて、「本行動計画」では、区内の目黒川、谷沢川・丸子川、野川、呑川の河川流域ごとに、東京都が示す値以上の「区の目標対策量」を設定し、流域対策の進捗管理を行います。

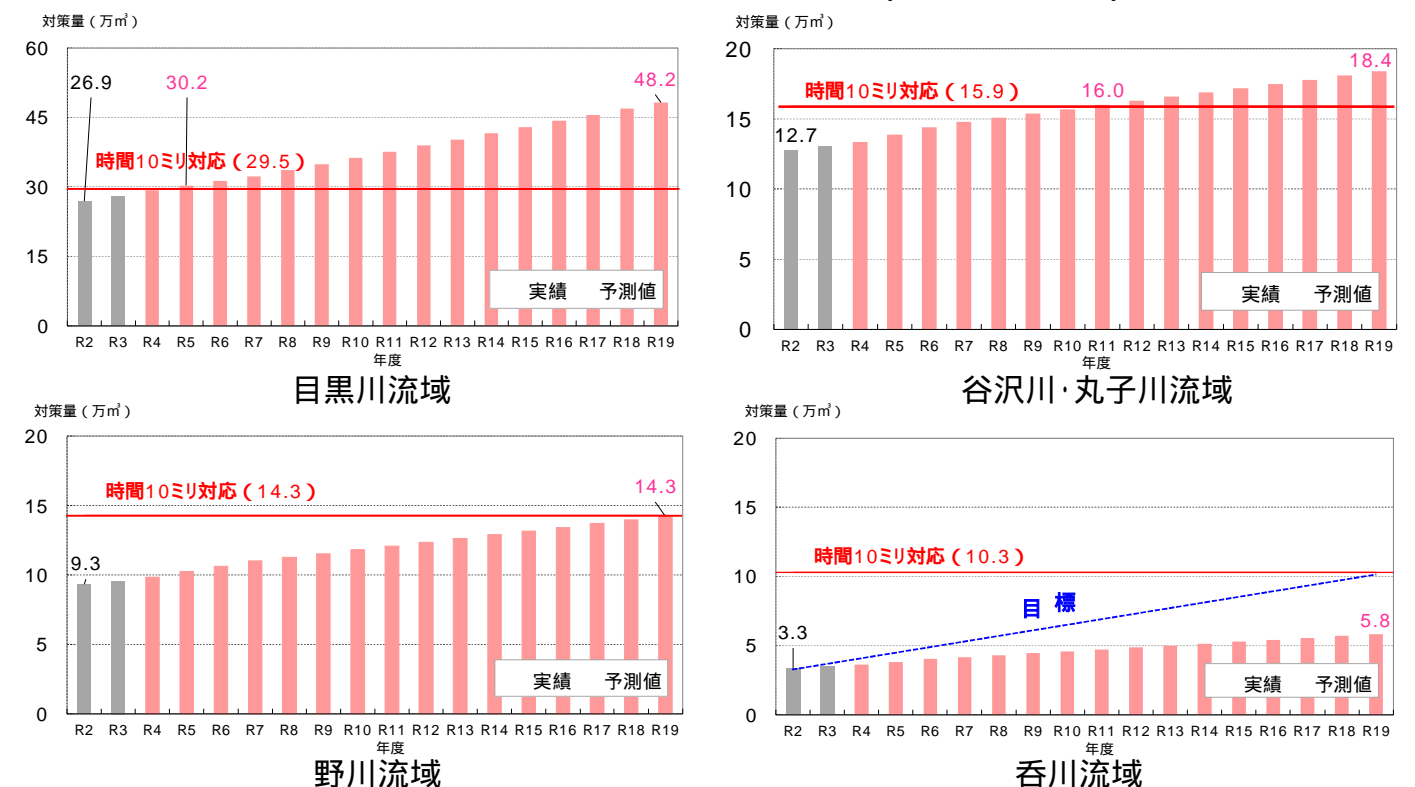
河川流域ごとの実績対策量と目標対策量

各流域豪雨対策計画の河川流域	令和2年度の世田谷区の実績対策量 (万m ³)	令和19年度の世田谷区の目標対策量 (万m ³) (時間10ミリ対応以上)	(参考) 令和19年度の各流域豪雨対策計画の目標対策量 (万m ³) (時間10ミリ対応)
目黒川	26.9	48.2	29.5
谷沢川・丸子川	12.7	18.4	15.9
野川	9.3	14.3	14.3
呑川	3.3	10.3	10.3

目黒川、谷沢川・丸子川流域は、これまでの実績から算出した予測値を設定。



河川流域ごとの流域対策量の現状と見通し（R3は見込み値）



呑川流域の尾山台・奥沢地区を流域対策推進地区に追加し、公園施設、道路施設の単位対策量を引き上げます。